

「消費生活の安全安心ネットワークの整備」 (H19.5~)

【幹事】 福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

目的

近年の規制緩和、情報・交通手段の発達により、事業者の活動が広域化し、県境を越えた悪質な取引行為が増加していることから、各県が連携して事業者処分等を行い、悪質な訪問販売やマルチ商法等を行う事業者を広域的に排除するとともに、処分情報を連携して公表し、消費者被害拡大の未然防止と消費者の自立支援を図る。

取組内容・成果

【主な取組内容】

○ 連携組織の設置

・消費生活の安全安心ネットワーク担当課長会議・実務担当者会議の設置

○ 連携の実施及び手法の確立

・広域及び悪質事業者に係る各県間の情報交換・共有
・行政指導及び処分のための各県間の相互支援
・各県連携による行政指導及び処分・公表手順の確立

○ 各県連携による行政処分・公表の実施

・SF(催眠)商法業者への業務停止命令〔3か月〕
平成20年9月4日(佐賀県・長崎県)
・訪問販売業者への業務停止命令〔3か月〕
平成22年10月7日(福岡県・佐賀県・長崎県・山口県)
・訪問販売業者への業務停止命令〔3か月〕
平成24年11月27日(福岡県・佐賀県・大分県)
・訪問販売業者への業務停止命令〔6か月〕
平成25年1月17日(福岡県・佐賀県)
・訪問販売業者への合同立入検査〔処分(業務停止命令3か月)及び公表は九州経済産業局が実施〕
平成26年11月18日(九州経済産業局・消費者庁・福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県)
・訪問販売業者への業務停止命令〔3か月〕
平成28年3月11日(福岡県・佐賀県)

※SF(催眠)商法: 会場に多くの人を集め、手を挙げた人に日用品を安価で配り、興奮状態になったところで高額な商品を売りつける販売方法

※訪問販売: 消費者の自宅など営業所以外の場所に販売員が訪問し、商品等を販売する販売方法

【取組成果】



○各県が情報を交換・共有することにより、連携して事業者処分及び公表を行うことが可能となった。

○処分・公表等の連携体制が整備されたため、各県連携による事業者処分等が可能となった。

今後の課題・取組

消費者被害拡大の未然防止と消費者の自立を支援するため、引き続き、各県連携による事業者処分等を実施していく。